

議会未来創成特別委員会 中間報告書

本委員会に付託された「二元代表制の下、安中市議会基本条例に明記される議会改革に総合的に取り組み、地方自治と議会の未来の在り方を調査、研究する」ことについて、安中市議会会議規則第 109 条の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 19 日

議会未来創成特別委員会
委員長 壘 次雄

安中市議会議長 佐藤 貴雄 様

1. はじめに

安中市では、過去 10 年間で人口が 58,000 人台から 10%以上減少しており、今後も、10 年後には 10%以上、15 年後には 20%以上減少するとの人口予測が示されている。

こうした人口動向を踏まえ、本市議会では、平成 30 年 9 月に、議会改革を推進し、議員活動の基準を定める「安中市議会基本条例」を制定した。さらに、令和 5 年 6 月の市議会第 2 回定例会において「議会改革推進特別委員会」を設置し、議会活動を広く市民に伝えるため、議会報告会の開催、市民との意見交換、委員会の動画撮影、委員会視察報告書の作成・公開など、さまざまな取組を実施してきた。これらの取組により、早稲田大学デモクラシー創造研究所（前：早稲田大学マニフェスト研究所）による「議会改革度調査総合ランキング」において、令和 5 年度全国 1,100 位台から令和 6 年度 246 位、昨年度 146 位と大きく順位を上げ、今後の議会活動及び役割を果たす上での基礎固めを進めてきた。

また、本市では、「あんなかまちづくりビジョン 2024（安中市第 3 次総合計画）」を策定し、中長期的な市の方向性を定め、目標達成に向けて取組を進めている。

そうした中、昨年 6 月の市議会第 2 回定例会において、二元代表制の下、「安中市議会基本条例」に明記された議会改革に総合的に取り組むとともに、地方自治及び議会の将来像を調査研究するため、「議会未来創成特別委員会」を設置した。以後、これまで 11 回の委員会及び委員会内に設置した部会を開催し、調査研究を進めてきた。あわせて、近隣の同規模自治体や、全国の同一課題を共有する先進自治体の動向等についても調査研究を行い、議論を深めて

きた。

本年２月４日から５日にかけては、本市の「議会改革推進特別委員会」と合同で、滋賀県東近江市（議員定数削減・報酬改定）及び三重県亀山市（議会改革・広報広聴）を視察し、議員定数削減・報酬改定の経緯及び背景、議会機能への影響、市民意見の反映、定数削減・報酬見直しによる財政効果、有能な新人議員の参入状況等、実施後の経過について研修を行った。

さらに、市議会議員の定数に関するアンケート調査（316名回答）を実施した結果、議員定数について「多い」とする回答が68%を占め、市議会を身近に感じるかとの問いに対しては、「あまり感じない」「感じない」との回答が66%であった。これらの結果から、議会と市民感覚との乖離は大きいものと考えられる。これまで進めてきた議会改革の方向性に誤りはないものの、今後はさらに工夫を加えながら推進していく必要がある。

このことから、今後の人口減少を見据えると、議員定数の見直し及び議会費の削減は必要であると考え。他方で、今後は議会の重要性が一層高まり、議会活動の活発化に伴い業務量も増加することから、兼業は一層困難になるものと見込まれる。新たに議員を志す有能な若者が手を挙げやすい環境を整える観点からも、25年以上見直しが行われていない議員報酬については、見直しの時期に来ているものと考え。

2. 設置期日等

令和7年6月20日、第2回定例会において、「安中市議会委員会条例第6条」の規定により設置された。

3. 委員会の構成

委員長	壘 次雄	副委員長	金井 久男
委員	松本 次男	委員	宇佐美 誠
委員	柳沢 浩之	委員	武者 葉子
委員	吉岡 完司	委員	小林 訂史

4. 調査研究結果

本委員会では、付託事項について調査を重ね、諸課題を把握した。また、市民向けアンケート調査においては、市議会の議員定数や情報入手手段などについて具体的な意見が寄せられた。

各調査結果について、以下のとおり報告する。

(1) 広報広聴常任委員会設置について

広報広聴機能の充実、議会活動を市民に分かりやすく伝えるとともに、市民の意見や要望を的確に把握し、議会運営に反映していく上で重要である。

これまで「議会報編集委員会」においては、議会報の刷新等により一定の成果を上げてきたが、今後は広報に加え、広聴機能の在り方についても検討を深めていく必要がある。このため、広報広聴の役割を組織的かつ継続的に担う体制として、「広報広聴常任委員会」の設置を含め、その在り方を検討してきた。

一方で、議員及び事務局の負担増への懸念や、常任委員会とする必要性について慎重な意見も出されており、まずは委員会としての設置を含め、複数の形態を比較検討する必要があるとの認識を共有した。

また、広報広聴に関する検討は、「議会改革推進特別委員会」での議論とも密接に関連することから、「議会未来創成特別委員会」、「議会改革推進特別委員会」及び「議会報編集委員会」が相互に連携しながら、今後の方向性を整理していくことが重要である。

今後は、他自治体の事例や外部委託の活用状況等も参考にしつつ、議会として持続可能かつ効果的な広報広聴体制の構築に向けて引き続き調査研究を進める。

(2) 政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりについて

政策立案機能の強化に向けては、議員定数・報酬の見直し、広報広聴の再構築、先進事例の調査、委員会体制の整備を一体的に進めることで、議会がより主体的に政策形成へ関与できる仕組みを構築していく。

(3) 議会と執行部の関係性を含めた新しい地方自治のあり方について

議会は単なる審議機関ではなく、政策立案や広報広聴を通じて市民と執行部をつなぐ役割を強める必要があるとの認識が共有された。今後は、「議会改革推進特別委員会」などと連携しながら、持続可能で機能的な新しい地方自治の形を検討していく。

(4) 議員定数について

市議会の議員定数は、過去に行った22人から20人への削減を踏まえつつ、人口減少や近隣自治体の動向を背景に、さらに17～16人程度への見直しを含めて、今後も削減方向で具体的に検討を進めていく。

(5) 議員報酬と委員長手当について

議員報酬については、議員活動の多忙化や将来的な担い手確保の観点も含め、待遇改善の必要性について引き続き協議を進めていく。あわせて、委員長手当を含む役職に応じた処遇のあり方についても、議会全体の課題として整理していく。

(6) アンケート調査について

アンケート調査では、316 人から回答を得た。回答者は 30 代から 70 代を中心に幅広い世代にわたり、広く意見を聴取することができた。また、安中地区及び原市地区に居住する方からの回答が多く、両地区で全体の 44%を占めた。

定数については、全世代において「多い」との回答が最も多かった。その理由としては、人口減少、財政負担、議員活動の見えづらさ、類似規模の市との比較等が挙げられている。市議会の情報を得る手段としては、多くの方が「議会だより」を利用しているとの回答であった。一方、インターネットを活用したホームページや SNS の利用も一定数みられるものの、特定の世代への集中は認められず、ホームページや SNS の認知度は依然として低い状況にあると考えられる。

また、市議会を身近に感じるかどうかについては、全世代において「感じない」「あまり感じない」が半数を超えており、議会を身近に感じる機会が少ない状況にあるものと考えられる。地区別においても、「感じない」「あまり感じない」との回答が多く、市全体として、市議会の身近さは低い結果となった。

(7) 先進地視察結果について

①令和 8 年 2 月 4 日 滋賀県東近江市

滋賀県東近江市においては、目指す議会像として「東近江市議会基本条例」を制定し、「議会が自らの責任と権限による真の地方自治の実現に取り組むため、議員は不断の研鑽に努め、議会は議員間の自由な討議を重んじた合議機関とすることを旨とする」として、議会の活動原則及び議員の活動原則を定めている。

こうした中、令和 5 年より議員定数の見直し及び議員報酬の改定について具体的な検討に着手し、令和 7 年 4 月から実施するに至った経緯及びその後の状況について、次のとおり説明を受けた。

ア 議員定数の削減について

「議会改革検討委員会」においては、2 度にわたり検討を行い、「議員定数等検討結果報告書」として取りまとめている。第 1 回は令和元年 10 月に、第 2 回は令和 5 年 10 月にそれぞれ報告書を提出している。

第 1 回の検討では、議員定数の増減の方向性について協議を行った。その

際、「行財政改革の一環として議会費を削減する目的で議員定数を削減すべきではない」「議員定数の削減は、多様な民意を集約し合意形成を図るという議会機能への影響が大きい」「社会情勢を勘案し、一定程度の議員定数の削減は行うべきである」などの意見が出されたが、最終的には、議員定数は維持すべきとの結論に整理された。

第2回の検討では、検証事項を整理し、「東近江市の人口推移」「議会の役割の観点」「他議会との比較」「市民意見の聴取の観点」から議論が進められた。また、前回の検討時と比較して社会情勢が変化していることから、委員会内においては削減すべきとの意見が多くなっていた。

報告書においては、少子化や若年層の流出等により人口減少が進行している環境変化を踏まえ、議会機能及び類似市等との定数比較、常任委員会の適正人数等について検討を行った結果、議員定数を3人削減することとされた。

イ 議員報酬の見直しについて

議員報酬についても、「議員定数等検討結果報告書」において取り上げられており、議員定数の検討と同様に2度にわたり検討が行われている。

第1回の検討では、合併後に報酬の見直しが行われていないことから、「東近江市特別職報酬等審議会条例」に基づき、定期的に諮問し、答申を受けるべきであるとの報告がなされている。

第2回の検討では、「立場や活動量の観点」「志ある多様な層の人材を求める観点」「他議会との比較」等について検証が行われた。報告書においては、類似団体と比較して低い水準にあること、地方分権の推進により地方自治で取り扱う業務量の増加が見込まれること、議員の兼業が困難となっていること、さらには社会保障制度が十分に整備されていないことなどから議員人材の確保に懸念があることを踏まえ、審議会の開催を求める内容となった。

その後、審議会が開催され、協議の結果、議員等の報酬を増額する旨の答申がなされ、これを受けて報酬条例の改正が行われた。

②令和8年2月5日 三重県亀山市

三重県亀山市においては、「議会改革推進会議」の取組について、次のとおり説明を受けた。

ア 議会改革推進会議の取組

亀山市議会では、「亀山市議会基本条例」に基づき、「議会改革推進会議」を設置し、全議員で議会改革を継続的に推進している。具体的な検討は、補助機関である議会改革推進会議検討部会が担い、課題ごとに検討課題カルテを作成しながら協議を進めている。

毎年10月には1年間の取組を整理した「議会改革白書」を作成している。白書は議会改革の経過や成果を記録するもので、現在は市議会ホームページで公開している。

また、議員定数については、条例に基づき議員提案で見直しが行われ、現在の定数18名となっている。議員報酬についても、必要に応じて検討対象としている。

イ 検討課題カルテ

検討課題カルテは、検討経過を分かりやすく記録し、部会員が交代しても協議内容を引き継げるよう作成している。様式は大きく変更せず、できるだけ簡潔で見やすい形を維持している。

議会基本条例の達成状況検証については、全議員の意見を踏まえて課題を整理してきたが、検証方法の妥当性については引き続き検討が必要である。

市民への周知については、白書やカルテをホームページで公開しているものの、認知度は十分とは言えず、今後の課題としている。

ウ ケーブルテレビ「こんにちは！市議会です」

議会報告番組「こんにちは！市議会です」は、定例会の内容をダイジェストで伝える広報手段として、平成23年9月定例会から放送を開始した。現在は「広聴広報委員会」が監修し、議会事務局が原稿作成や撮影補助を担っている。

番組は、議会をより身近に感じてもらうこと、市民が議会の議論を知る機会を確保することに寄与している。ケーブルテレビやインターネット配信の閲覧実績からも、一定の視聴が継続している。

③ 考察

以上2市の視察結果から、次のとおり考察する。人口減少が進む中で、議員定数や議会費のあり方については、今後見直しを検討する必要がある。一方で、議会の果たすべき役割は軽くなるものではなく、むしろ市政課題が複雑化する中で、その重要性や活動量は増している。このため、若く有能な人材が議会活動に参加しやすい環境を整える観点から、議員報酬の見直しについても併せて検討する必要がある。

調査の過程において、亀山市議会が作成している議会改革白書及び検討課題カルテは、これまでの改革の経過や今後の課題を整理・可視化する有効な仕組みとして確認できた。これらは、議会改革の透明性を高めるとともに、継続的な改善を支える基盤となっており、本市議会においても参考とすべき取組であると考えている。

また、亀山市議会では、所管事務調査や市民意識調査など、議会活動を市民目線で検証し、政策形成に生かす取組も進められている。こうした実践は、議会の見える化や市民参加の促進に資するものであり、本市議会においても導入の検討に値する。

なお、議員定数や議員報酬の見直しについては、本市議会でもすでに議論が進められているところである。今後は、両市議会の進め方を参考にしつつ、単なる数値の議論にとどまらず、開かれた議会、見える化された議会運営、そして持続可能な議会のあり方について、さらに議論を深めていくことが求められる。

5. 委員会の活動状況

(1) 委員会の開催状況及び現地調査等

開催期日等		主な協議、調査の項目等
第1回	令和7年6月20日	委員長、副委員長の互選
第2回	令和7年6月20日	委員会の運営に関する協議
第3回	令和7年7月4日	調査研究事項の確認、議会あり方部会と議員あり方部会の設置
第4回	令和7年9月19日	各部会からの報告、今後の調査・研究に関する協議
第5回	令和7年11月4日	各部会からの報告、行政視察について協議
第6回	令和7年11月28日	定数と報酬に関するアンケート、行政視察について協議
第7回	令和7年12月18日	議員向けアンケート結果について（報告）、市民向けアンケート（案）の確認、行政視察の行程について確認
第8回	令和8年2月24日	行政視察報告書について協議、市民向けアンケート経過報告
第9回	令和8年3月16日	アンケート結果に関する協議
第10回	令和8年4月27日	各部会からの報告、中間報告資料の作成について協議
第11回	令和8年5月22日	中間報告資料の確認

(2) 先進地視察の実施状況

視察日：令和8年2月4日、5日

視察先：滋賀県東近江市

調査事項：①議員定数の削減について

②議員報酬の見直しについて

視察先：三重県亀山市

調査事項：①議会改革の取り組みについて

6. 結論

以上の調査結果を踏まえ、今後、市議会として以下のとおり取り組むものとする。

(1) 広報広聴常任委員会設置について

- 広報機能に加え、広聴機能を組織的・継続的に担う体制の整備を進める。
- 設置形態については、常任委員会化に限らず複数案を比較検討し、議員・事務局の負担にも配慮しながら最適な仕組みを検討する。
- 「議会未来創成特別委員会」、「議会改革推進特別委員会」、「議会報編集委員会」が相互に連携し、議会全体として方向性を整理する。
- 他自治体の事例や外部委託の活用状況も参考にし、持続可能で効果的な広報広聴体制を構築する。

(2) 政策立案機能の強化に向けた仕組みづくりについて

- 議会がより主体的に政策形成へ関与できるよう、政策立案機能を強化する制度的・組織的な仕組みを整備する。
- そのために、議員定数・報酬の見直し、広報広聴の再構築、先進事例の調査、委員会体制の整備を一体的に進める。
- 単発の対応ではなく、議会全体の機能向上につながるよう、継続的に検討・実行できる枠組みを構築する。

(3) 議会と執行部の関係性を含めた新しい地方自治のあり方について

- 議会を単なる審議機関にとどめず、政策立案や広報広聴を通じて市民と執行部をつなぐ存在として位置づけ直す。
- 議会改革推進特別委員会などと連携し、議会と執行部の適切な関係性を踏まえた新しい地方自治の形を検討する。
- 持続可能で機能的な自治体運営に向けて、議会の役割や権限の在り方を再整理する。

(4) 議員定数について

- 人口減少や近隣自治体の動向、市民アンケート結果を踏まえ、議員定数は削減方向で具体的に見直しを進める。

- ・ 過去の削減を踏まえ、さらに 17～16 人程度への見直しも含めて検討する。
- ・ ただし、単なる削減ありきではなく、議会機能や多様な民意の反映とのバランスを十分に考慮する。

(5) 議員報酬と委員長手当について

- ・ 議員活動の多忙化や将来的な担い手確保の観点から、議員報酬の待遇改善を継続して協議する。
- ・ 類似自治体との比較や役割・活動量を踏まえ、報酬水準の適正化を検討する。
- ・ あわせて、委員長手当を含む役職に応じた処遇のあり方を議会全体の課題として整理し、必要な見直しを進める。

以上が、本委員会において、二元代表制の下、「安中市議会基本条例」に明記される議会改革に総合的に取り組み、地方自治と議会の未来の在り方について調査・研究した結果を取りまとめたものである。

本委員会としては、まず、議員定数の削減に向けて、「安中市議会の議員の定数を定める条例」の一部改正に取り組む。

次に、議員報酬等の見直しに向けて、執行部に対し報酬審議会の設置を依頼する。

あわせて、今回の調査・研究の結果を生かし、引き続き調査及び検証を行っていくことを申し添え、「議会未来創成特別委員会」の中間報告とする。